

農林水産省指令 8 水管第 717 号

所在地
会社名

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 10 条に基づき報告の徴収について（韓国産生鮮・冷蔵太平洋くろまぐろに関する報告）

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成 8 年法律第 101 号）第 10 条の規定に基づき、韓国から輸入される太平洋くろまぐろについて、下記のとおり必要な報告を求めることとしたので、別紙様式に必要事項を記入の上、農林水産大臣宛てに提出されたい。

なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 10 条に基づき報告の徴収について（韓国産生鮮・冷蔵太平洋くろまぐろに関する報告）」（令和 7 年 3 月 18 日付け農林水産省 6 水管第 3698 号）は令和 8 年 6 月 18 日付けで廃止するので、御了知ありたい。

令和 8 年 6 月 18 日

農林水産大臣

記

1 報告の内容及び提出時期

(1) 輸入業者は、韓国から太平洋くろまぐろ（生鮮・冷蔵）を輸入した場合には、輸入した日（やむを得ない事由があり、事前に申し出た場合は、この限りでない。）に、次に掲げる事項について、別紙様式第 1 号により農林水産大臣宛てに報告するものとする。この場合において、船荷証券の写し及びインボイスの写しを添付するものとする。

また、必要に応じ、まき網等の漁船漁業にあっては、漁獲した漁船の船舶国籍証書の写し、定置漁業にあっては、その免許証の写しを求めることがある。

①貿易情報

- (ア) 製品情報 (丸/エラ腹抜き/ドレス/フィレ/その他、製品純重量 (kg単位))
- (イ) 輸入情報 (輸入地、輸入日、仕向先会社等名及び住所)
- (ウ) 輸出情報 (輸出地、輸出日、輸出会社等名及び住所)
- (エ) 輸送方法 (コンテナ、空輸等)

②漁獲情報

上記①の輸入した太平洋くろまぐろの漁獲に係る

- (ア) 漁船名
- (イ) 漁業者 (会社名及び住所)
- (ウ) 漁具
- (エ) 漁獲日
- (オ) 漁獲海域 (韓国水域/日本水域/日韓暫定水域)
- (カ) 総漁獲量 (kg単位)
- (キ) 1尾当たりの平均重量 (kg単位)

- (2) 卸売業者は、韓国から輸入された太平洋くろまぐろ (生鮮・冷蔵) を荷受し、販売した場合は、販売した日 (やむを得ない事由があり、事前に申し出た場合は、この限りでない。) に、次に掲げる事項について別紙様式第2号により農林水産大臣宛てに報告するものとする。

①販売情報

- (ア) 販売日
- (イ) 販売先
- (ウ) 荷主
- (エ) 販売重量 (kg単位)

②荷受情報 (支所毎に取扱いがある場合は、支所毎の情報を本社が報告)

- (ア) 荷受日
- (イ) 荷主及び卸売業者又は通関業者
- (ウ) 荷受重量 (kg単位)
- (エ) サイズ組成 (2kg未満/尾、2~3kg/尾、3~5kg/尾、5~10kg/尾、10~30kg/尾、30~50kg/尾、50kg以上/尾)

2 報告の提出方法及び提出先

別紙様式及び1の(1)の添付資料の提出は、以下の提出方法により、以下の提出先に提出すること。

提出方法：

上記1の(1)及び(2)により決められた日に、九州漁業調整事務所にFAX又は電子メールにより送付した上で、10日以内に正本を水産庁に提出。

提出先：

FAX又は電子媒体：九州漁業調整事務所

福岡市博多区沖浜町8-1

九州漁業調整事務所資源課

電話：092-273-2004

FAX：092-262-1930

E-mail：gcks_okiaika2@maff.go.jp

正本：水産庁

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室海洋漁業資源管理班

電話：03-3502-8111（内線6710）

(教示)

(1) これらの処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日（以下「起算日」という。）から起算して3ヶ月以内に、農林水産大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができる。

(2) この処分の取消しの訴えは、起算日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として提起しなければならない。（ただし、起算日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えはできない。）

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、上記にかかわらず審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月（または裁決の日から1年）を経過したときは提起することができない。

ただし、上記の審査請求期間又は処分の取消しの訴えの出訴期間について、正当な理由があるときは、上記の限りではない。